

**【新設】**(経過的取扱い(2)…改正通達の適用時期(2))

この法令解釈通達による改正後の目次から 17-2-8 まで及び第 19 章の取扱いは、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

**【解説】**

この法令解釈通達による改正後の目次から 17-2-8 まで及び第 19 章の取扱い（すなわち、この法令解釈通達による改正後の第 18 章以外の取扱い）は、令和 6 年 4 月 1 日から適用することを本通達において明らかにしている。